

評議員の選出に関する規則

(定数)

第1条 一般社団法人日本行動医学会定款施行細則「Ⅲ. 理事および評議員の選出と定数」に基づく評議員数は、正会員の20%とする。

(選挙権および被選挙権)

第2条 選挙権および被選挙権を有するのは正会員とする。

2. 正会員であっても、役員任期満了年度の前年度末までに前年度の会費を納入していない者はその権利を有しない。

(選挙管理委員会)

第3条 理事長は評議員任期満了年度に選挙管理委員会を発足公示するものとする。

2. 理事長は選挙管理委員会委員として理事の中から1名および評議員の中から5名を委嘱する。

3. 選挙管理委員会は選挙権および被選挙権を有する者の名簿を作成し、評議員選挙の管理実施にあたる。

4. 選挙管理委員会の長は理事がこれにあたる。

5. 選挙管理委員会の長は、役員任期満了前までに理事長にすべての選挙開票結果および選出者の名簿を提出するものとする。

(理事および評議員による推薦)

第4条 理事1名もしくは評議員2名が推薦したものであって、理事会、評議員会で承認された者を評議員として加えることができる。

2. 第4条第1項の規定に基づく評議員数は若干名とし、第1条第1項に基づく評議員数には含めない。

(付則)

この規則の変更は、理事会の議決による。